

注釈の一覧 :第1回添削済答案②（R4会社法）.pdf

ページ:1

☐ 番号 : 1 作成者 日付 : 2024/09/17 14:25:32

 番号 : 2 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/05 19:00:29
なぜ、本問では類推になるか今では理解出来ていますか。
これでは、「解任」の要件の問題意識を捉えられていないです。

 番号 : 3 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/05 19:02:30
?要件②は。金額もポイントです。

 番号 : 4 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/05 21:38:26
「本件において」以下の文章は何のための記載ですか。不要と思います。

 番号 : 5 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/05 19:01:48
抗弁ということかもしれませんが、Dの立場で正当な理由がないことを、主張すれば足りると思いました。
また、類推とすることの関係で何の正当な理由なのかも変わるところがポイントです。

下、取原皮口合名に對し、~~新~~京養糸 (330条、反(44号)78m)
京養糸 (355条)と有り。4.3条(頃)に於ては新御糸と上京
糸に對し、~~新~~京養糸と有下と云ふも之を合ふ。他方、

1. 本件12号と2号とが同一に、戊社に、その組合と同一社との取引に、
金1000円に相当する金銭を交付し、突然の交際下に有る甲と組合との指示に
従ひ、Gは本件契約を締結した。戊社取締役であるHは独自の意思に
よつて、本件契約のため、戊社に損害を及ぼす可能性が、高く、予断を以
てこれを了したと主張し、Hは、Gに對して、Gがその予断を履行した結果
を以て、Hは、Gに對して、Gがその予断を履行した結果を以て、
Gは代表取締役であるAが、戊社に、Hは、Gに對して、Gがその予断を履行した結果を以て、

[illegible]

ページ

※解答は左ページから書き始めてください。

ページ

裏面へ

番号:1 作成者: mesek タイトル: ノート注釈 日付: 2024/08/05 21:42:47

甲と成はグループ会社ですが、グループ全体の利益を判断することをどう考えますか。
会社法的には昨今の重要トピックであり、コメントしたくなりました。

いつもしているコメントかもですが、評価が甘いところがあると思います。

①会社の利益よりも個人の利益を専ら考えているといえる理由付け（「これは」以下の文章）、②個人の利益を専ら考えているとしてなぜそれが経営判断原則違反に繋がるのかの理由付けで、論理の飛躍といえる気がしています。

番号:2 作成者: mesek タイトル: ノート注釈 日付: 2024/08/05 21:43:03

損害も検討下さい。